



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第26号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。選挙すべき議員の数及び候補者の届出の受付開始日は次のとおりとする。

平成23年10月18日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 岩崎卓



1 選挙すべき議員の数

規約第7条第2項第4号（町議会議員）の区分 1人

2 候補者の届出の受付開始日

平成23年11月1日